

平成 30 年 8 月 3 日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

平成 30 年 7 月豪雨災害に関する申し入れ

立憲民主党・2018 豪雨災害対策本部
本部長 枝野 幸男

立憲民主党は、7 月初旬からの前線の停滞などから広がった豪雨を受け、立憲民主党・2018 豪雨災害対策本部を立ち上げ、関係省庁からのヒアリングや地元県連からの報告による被害状況の把握と、被災者の方々の要望等の集約を行ってきた。今般の豪雨災害は、広範囲の地域にわたって同時多発的に発生し、各地で甚大な被害が生じていることから、復旧・復興には長期間を要すると考えられる。

これらを踏まえ、被災者支援や被災地の復旧・復興にあたり、生き残った命を守り抜き災害関連死を出さない決意をもって、政府は以下の事項について万全を期すよう要請する。政府におかれては、これらの事項について、十分にご留意の上対応に当たられたい。

記

1. 捜索救助活動について

現在も安否不明となっている方々について、猛暑の中の作業であるが、人命救助を最優先として全力を尽くすこと。

2. 被災者支援について

- (1)断水、物流の寸断が続く地域がなお多く存在していることを踏まえ、水と食料の供給に引き続き万全の対応を取ること。またこれらライフラインの早期復旧をはかること。
- (2)被災者の方々の避難生活が長期にわたっていることを踏まえ、スフィア・スタンダードや CHS (Core Humanitarian Standard) など国際基準に基づき、避難所におけるプライバシーへのさらなる配慮を行うとともに、メンタルヘルス対策などの精神保健活動、衛生管理についてきめ細かに対応すること。
- (3)猛暑のなかでの長引く避難生活による被災者の方々の疲労の度合いが深いことを踏まえ、仮設住宅の早期建設や、公営住宅、民間借り上げ住宅等の早期提供を行うこと。これらの整備・提供にあたっては、地域社会におけるコミュニティの維持に配慮すること。
- (4)福祉避難所の十分な整備をはかること。また、高齢者の心のケアや、子ども

もが受ける精神的負担にきめ細かに対応すること。

- (5)被害が広域に及ぶ災害であることを踏まえ、ボランティアの調整・連携のあり方について検証し、現下の対応に生かすこと。特に山間部などボランティアが入りにくい地域への継続的な支援のあり方について検討すること。また、酷暑の中での活動であることも踏まえ、ボランティアの健康管理について留意すること。さらに、自衛隊が重点的に復旧活動等を行った地域では、自衛隊の撤退によって、大きな人的支援不足が生ずることを踏まえ、事前に内閣府防災等を調整にあたらせ JVOAD など NGO/NPO と連携して、支援の穴が生まれぬよう、先回りした配慮を行うこと。
- (6)被災者生活再建支援制度にもとづく支援金の支給にあたっては、手続きの迅速化を行うとともに、被害認定の基準などについて、被災者の生活再建に寄り添った柔軟な運用を行うこと。

3. 災害廃棄物処理の円滑化について

- (1)被災市町村等による災害廃棄物処理事業について、半壊以下の家屋の解体も国庫補助の対象とすることも含め検討し、十分な支援を行うこと。また、被害の広域性、甚大性を踏まえ、広域処理や国による代行処理など、必要な対応を行うこと。
- (2)民有地に堆積した土砂等の撤去等に関して、柔軟な対応を可能にするよう必要な支援や補助を行うこと。
- (3)海岸・海洋への漂着・漂流物や、海底の堆積物の回収・処理について、国の費用負担により早期に行うこと。
- (4)東日本大震災等、過去の災害における災害廃棄物処理のノウハウ、教訓について、各地方公共団体との共有をはかること。

4. 災害復旧事業について

- (1)災害復旧事業の早期着工のため、災害査定の手続きの簡素化や、査定前着工等に係る柔軟な運用等について、より一層の取り組みを進めること。
- (2)国庫補助率の引き上げや起債に係る交付税措置の拡充、必要に応じての国による直轄事業化、被災自治体に対する国の応援職員派遣の拡充・継続などを通じ、地方負担の軽減をはかること。被災自治体への財政支援について、特別交付税の措置を検討すること。
- (3)地域特性等から数多く存在する農業用ため池が甚大な被害を受けていることを踏まえ、復旧や補強、廃止に係る必要な財政支援を行うこと。
- (4)医療施設、社会福祉施設、学校施設等の早期復旧をはかること。

5. 交通路線の早期復旧について

- (1)幹線道路の寸断や鉄道路線の被害により、住民生活の回復や移動手段の確保に大きな支障が生じていることから、これらの早期復旧に向けて自治体

や関係機関への支援を強力に行うこと。また、復旧までの間の代替交通手段の確保について必要な支援を行うこと。

- (2)改正鉄道軌道整備法に基づく補助を迅速に行うとともに、これらの対象とはならない黒字路線への支援のあり方についても検討を行うこと。

6. 農林水産業や商工業への支援について

- (1)河川の氾濫等により被災した農地・農業用施設・機械等に係る復旧について早急な支援を行うこと。
- (2)農業保険法に基づく農業共済における被害額確定の迅速化など、被害を受けた農業者の経営安定のための対策が早急に行われるようにすること。
- (3)被災中小企業等への無利子融資・補助制度の拡充、短期資金繰りへの金融支援、税制上の負担軽減措置等を行うこと。また東日本大震災等で大きな効果を上げた、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の実施について検討すること。
- (4)被災地域周辺における観光業について、風評被害の防止、誘客のための取組、観光資源である文化財の修復等への支援を行うこと。

7. 今後の被害防止、被災者支援に向けた諸制度の検討・見直しについて

- (1)決壊した堤防等が今も復旧途上にあるなか、今後の台風等の気象状況によっては二次災害の発生も考えられることを踏まえ、二次災害の危険性や避難場所、利用可能な公共交通手段など、被災者の方々が必要とする情報を確実に提供し、周知徹底すること。
- (2)下流域で氾濫を生じさせることとなったダムの豪雨時の対応について、ダム操作規則が適正であるかを含め、必要な検証を行うこと。特に気象庁との連携のあり方について再検証を行うこと。
- (3)勧告・指示等の避難情報の発出における自治体の対応はスムーズであったか、災害ハザードマップの存在は住民に事前周知されていたかなど、事前対応や勧告等の発出のあり方について検証すること。
- (4)安否不明者の実態把握、SNSを經由した救助・救援要請の受け止め方（人命にかかわる情報の優先対応、事実に基づかない情報との峻別や判断のあり方など）について検証を実施すること。また、内閣において担当を一元化して対応の迅速化・効率化を図ること。
- (5)避難所運営の国のガイドライン・チェックシートが十分に有効活用できたかについて、検証を行うこと。
- (6)初動以降のプッシュ型支援のあり方について、ミスマッチ解消のための仕組みという観点から検証を行うこと。
- (7)堤防の再整備などのハード面に偏ることなく、今後取るべき治水対策についてソフト面を含め総合的に検証し検討すること。
- (8)被害が広域に及んでいることに関して、相対的に被害の軽度な地域についても継続的な支援を行うこと。

(9) 気象庁と官邸との連携のあり方について、検証を行うこと。特に、緊急時の国民への避難喚起が結果として国民の避難行動に十分結びつかなかった反省を踏まえ、政府が国民へ直接的な呼びかけ・発信を行うこと等の検討をすること。

8. 臨時国会の早期召集と補正予算の編成について

- (1) 臨時国会を早急に招集し、必要な補正予算を速やかに編成すること。
- (2) 本年3月に野党が提出したいわゆる「復興加速4法案」に含まれる被災者生活再建支援法改正案について、審議・成立をはかること。

以 上